

# 日本の凧の会 大阪

## 凧だより



2019.6.1 No 2019-6

5月というのに30度を超える日が続出し、皆さんに熱中症対策をお願いする事態となりました。

今年もこれから暑い夏が控えています。熱中症には十分な対策を取られて凧揚げをしていただくようお願いいたします。各自で水分・塩分の補給と木陰での休憩をこまめにお取りください。



### 凧 日 程

6月9日(日) 日本の凧の会大阪 6月凧揚げ例会(担当濱中)

時間 午後1:00～ (雨天順延)

場所 淀川河川敷 太間地区

6月20日(木) 日本の凧の会大阪 6月木曜凧揚げ例会(担当濱中)

時間 午後1:00～

場所 淀川河川敷 太間地区

7月14日(日) 日本の凧の会大阪 7月凧揚げ例会(担当大矢)

時間 午後1:00～ (雨天順延)

場所 淀川河川敷 太間地区

7月25日(木) 日本の凧の会大阪 7月木曜凧揚げ例会(担当大矢)

時間 午後1:00～

場所 淀川河川敷 太間地区

7月28日(日) 日本の凧の会関西地区凧揚げ大会(担当木村・坂井)

集合時間 午前9:00～ (雨天中止)

開会式 10時 閉会式 午後3時の予定

場所 淀川河川敷 太間地区

関西地区凧揚げ大会の今年の担当は大阪です。開会式は10時から行いますが、大阪支部の方は9時から待機してください。

なお、当日は相当暑いことが予想されますので熱中症対策をお願いいたします。また、昼食や飲み物は各個人で準備願います。



## 報 告

### 5月12日 日本のはの会大阪 5月はの揚げ例会

午後1:00～ 淀川河川敷太間地区

坂井、梶、木村、石田(和)、横山、大矢、辻、田渕、濱中、佐藤、山下、  
辻野、安宅、崎濱、中村、花野、毛利、近藤、  
市原さん、田上さん、井上さん、荒平さん、小川さん

河川敷はバーベキュー等を楽しむ家族連れの色とりどりのテントや楽器練習のグループ等大勢の人が集まっていました。

そんなに暑さは感じなかったですが、風が今一つ。そんな中、時折吹く微風をとらえて、各人が様々なはのを揚げる技術には素晴らしいものがあります。

角は(武者、オリンピックロゴ、達磨等)、リップストップ及び和紙製六角は(幾何学模様、日の出模様、達磨等)、黄色リップストップ製土佐は、井川扇は(日の出鶴)、平面系鳥は(カラス、ウズラ、タカ等)、相良は(アニメキャラ、達磨等)、ハタ、いかのぼり、ミニ角は、朝鮮は、ダイヤ形は、変形するめいか(日の出鶴)、微風用軽量は(目玉模様風)、奴は風恵比寿等が河川敷の空を彩りました。(一部のはの形態表現は報告者の個人的なものです)。その他ボックスカイト、田原は、ふとんは等風待ちのはが多くありました。

今回は木陰で一休みしながら市原さん差し入れの冷たいコーヒーに一息つき、情報交換をする一日でした。市原さん差し入れありがとうございます。

うなり付きや組み立て角はの出番はなかったですが、自然現象が相手なので仕方がないことです。次回はどのような風が吹くかお楽しみとといったところで4時前にお開きとしました。

今回独特な工夫をこらした個性的な鳥はが多くみられました。寸法図などを教えてもらえたら鳥はに挑戦する人が増えるのではないかと思います。また、支部の皆さんが作られるはにはさり気なく様々な工夫がされています。いろいろと参考になります。

朝鮮はは前回の支部はだよりも記載されているように坂井さんが各人の名前入りで製作してくれました。ありがとうございます。(報告 梶さん)

### 5月12日(日) 内灘世界のはの祭典

5月12日 石川県内灘海水浴場での第31回世界のはの祭典に参加して来ました。

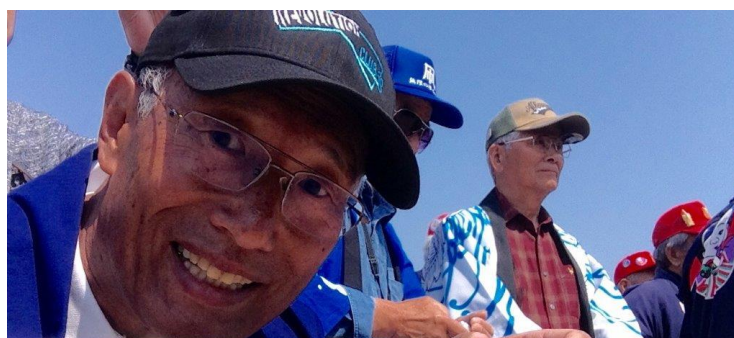
前夜の歓迎レセプションは三味線の演奏から始まり、参加者紹介・オークションが行われ、大阪支部よりピンバッジを出品致しました。

昨年是一日中雨でしたが、今年は良い天気でした。大型のクジラ・蛸のは・

海外招待選手の3Dカイトも揚がり、空が華やかになります。

ドイツからディルク&ソーニャ、イタリアからマルコ・カッサディオさんが参加されています。

風は一日中安定せず、風向き・風速もコロコロ変わる、凧揚げにとっては気の抜けない状態が続きました。



## 本の凧の会 大阪支部 (大阪府)

スポーツカイトでは、テレビ撮影の関係で、朝一番の特に風が安定しない中競技が始まり、私のチームはトップバッターの演技で、途中で風が無くなり3位で残念な結果に終わってしまいました。

今回は茂出木会長ご夫妻とたいめいけん三代目浩司さんもカイトボーディングのデモンストレーションで参加されました。

14時30分から閉会式でもう少し凧揚げしたい気持ちを残しながら、帰宅の途につきました。大会関係者の皆さんに感謝すると共に、お疲れ様でした。

(報告 戸松さん)

### 5月23日 日本の凧の会大阪 5月木曜凧揚げ例会

午後1:00～ 淀川河川敷太間地区

上田、大矢、梶、木村、近藤、坂井、田淵、辻、辻野、花野、濱中、山下、横山、荒平さん、井上さん

平日の河川敷はやはり人が少なく、閑散としています。着いたときはあまり風が吹いていなかったのですが、少しずつ風が吹き出し絶好の凧揚げ日和。気温は高いですが、木陰に入るとひんやりとします。

風が良いのでいろんな凧が揚がり、うなりの音も良く響いています。角凧及びうなり付き組み立て式角凧(令和文字、ハウルの動く城等)、和紙製六角凧及び正六角形六角凧(達磨等)、リップストップ製風袋系アブ凧(数種)及びするめいか、平面系鳥凧(カラス、タカ等)、ハタ(模様様々)、うなり付きバラモン凧及び剣舞箏、ミニ角凧、朝鮮凧、ダイヤ形凧、紙うなり付き湯沢凧、(風の谷のナウシカ)、盃いか(謙信)、心棒いか(牛若丸)、アルミシート製田原系凧(千鳥と波)、布製組み立て式蝶凧、飛行機凧、ボックスカイト(三角形、四角形等)、ふとん凧(鯉金、アニメキャラ等)等が賑やかに青空を彩っていました。

これらの凧の素材として竹、和紙の他にリップストップ、布、カラービニール袋、カーボンパイプ、樹脂製の傘の骨、園芸用支柱、檜棒等様々なものが利用されています。この柔軟性が支部の特徴なのかなと思ったりもします。

凧以外では木村さん作成の五畿内産物図会（勝間凧が掲載されている）の版画の和綴本（四目綴）及びそれを格納するための夫婦函。内側に勝間凧の柄が。いずれも力作。凧揚げ以外にもいろんな情報交換ができるのも、支部の良さかもしれません。

今回は凧もそれなりに良く吹き、楽しい一日でした。これからは熱中症に気を付ける季節になってきました。対策を忘れずに凧揚げを楽しみましょうといったところで4時前にお開きとしました。（報告 梶さん）



## お知らせ

### お宝自慢・番外編 「隼人舞と馬の鈴草」

ゴールデンウィークの1日は、久しぶりに大阪城天守閣前の広場へ出かけた。平成から令和になって、新しい日本を祝おうと賑やかに色々な行事が開催されていたからだ。私が観たかったのは「大住隼人舞」。もう10年も前に私は奈良の平城遷都祭に「隼人の盾」を揚げたことがあるが、その盾の舞を観ることができた。



奈良時代には天皇即位の儀式で邪気を払う役目を担っていたというから、意義ある企画だった。私としては、得るところ有りの見学だった。京田辺市指定無形民俗文化財で毎年10月14日は大住の月読神社で奉納されるというので、そちらへも覗いてみようと思っていて今から楽しみにしている。

天守閣への入場は観光客（大半は外国からの）の長蛇の列。旧の歴博はレストランや手品博物館・土産物店などにリニューアルされて賑わっていた。

森ノ宮駅に近い広場では園芸店が軒を連ねる。そこで面白い盆栽を発見した。なんと千葉県の上総唐人凧がたくさん揚がっているように見えるウマノズクサだ。可愛いその葉は大きなもので7センチくらい。馬の顔の形に似るからその名があるらしい。最初は13枚も揚がっていたのに、一月もすると1枚だけに



なってしまった。こういう山野草のようなのは水やりが難しい。昨年亡くなった、義母も苦労していたのを思い出した。誰か、盆栽のやり方を教えてほしいものだ。多年草だから来年に期待したいと思っている。

(報告 木村さん)



### 河川協会の注意事項

淀川河川協会において公園使用に関する注意事項が改定されました。使用者に内容を周知徹底するように指導されていますので、皆さんにお知らせいたします。ご一読ください。

#### **「淀川河川公園 公園一時使用届」届出に際しての注意事項**

1. 届出者は本紙記載内容を理解し、届出内容参加者にも周知すること。
2. 届出者は次の内容を前提としたことを承知したうえで公園管理者へ届出する。
  - (1) 団体使用や日常的でない公園使用の把握、緊急時の対応を速やかにすること等を目的としており、場所の予約や確保、内容の許可ではない。
  - (2) 届出場所の排他的・独占的・優先的使用を認めるものではない。
  - (3) 営業を目的とした行為は行えない。
3. 次に示すような場合、届出受理後でも受理を取り消したり、実施の中止を指示することがある。

また、以降の届出や許可申請を受理しないことがある。

  - (1) 届出内容に偽りがあつたり、不正な手段により受理を受けた場合。
  - (2) 本紙記載内容である注意事項を守らない場合。
  - (3) 都市公園法、都市公園法に基づく規定、またはその他法令等に違反した場合。
  - (4) 公園の保全、または公園利用者に支障が生じた場合。
  - (5) 公園の運営上、または公益上やむを得ない必要が生じた場合。
  - (6) 届出者および届出内容参加者に“暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律”第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員等に該当する場合やその他反社会的勢力に属する者がいると認められる場合。

4. 公園利用者に迷惑をかけないように留意すること。また、次の内容を順守すること。
  - (1)公園利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
  - (2)公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
  - (3)公園の風致及び美観や、その他公園としての機能を害しないこと。
  - (4)公序良俗に反することがないこと。
5. 受理された届出内容の事項を変更しようとするときは、公園管理者の確認を仰ぐこと。
6. 届出期間が満了したときは公園を直ちに原状を回復すること。なお、早急な原状回復が困難な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。また、施設等の損傷・汚損・滅失した場合は、これを修理等で現状回復、または損傷を賠償すること。
7. 事故が発生、またはその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園利用者の安全を図るとともに、公園管理者へ報告を行うこと。また、一切を届出者の責任において処理すること。
8. 当該催しにより生じたゴミは催し終了後、責任をもって処理すること。
9. 拡声器等、音を増幅する装置類や発電機を使用する場合や演奏等で大きな音や光を発する場合、もしくは電波等が発する場合は届出書面内に記載し、公園管理者の指示に従うこと。
10. その他内容について、届出時もしくは届出内容実施時に公園管理者の指示があれば従うこと。

#### 日本の凧の会大阪 ホームページ

毎月2回以上張り切って更新しています。さり気無く皆さんの活躍凧揚げを掲載していますのでご覧下さい。5月凧揚げ例会、5月木曜凧揚げ会を新UPしています。スマホからもご覧いただけます。又、UPご希望の写真、記事がありましたら坂井さんまでお知らせ下さい

<http://takonokaiosaka.com/>

会報をいただいております。

凧の会 風人